

参考資料

目 次

1. 上位・関連計画	41
2. 市民の意向について	49
3. 目標水準の設定のための参考指標	61
4. 都市緑地法の概要	67
5. 鳥取市緑の基本計画策定体制	70

1 . 上位・関連計画

(1)上位計画

ア 第8次鳥取市総合計画

<基本構想>

- 計画期間：平成18年～平成27年
- 目標人口：行政区域 H17 201,727人→H27 202,000人
- 鳥取市の将来像
『人が輝き まちがきらめく 快適・環境都市 鳥取』

●まちづくりの5つの原則

- (1) 「個性」を活かしたまちづくり
- (2) 「連携・交流」による活力にあふれるまちづくり
- (3) 市民が主役の「協働」によるまちづくり
- (4) 自己決定による「自立」したまちづくり
- (5) 世界と手を結び未来へ「飛躍」する夢のあるまちづくり

●まちづくりの基本政策

- (1) 明日を担う人づくりとコミュニティを中心とした地域づくり
- (2) 自然と社会が調和した環境づくりと安心していきいきとした暮らしづくり
- (3) 交流と文化によるまちのにぎわいづくりと地域を支えるものづくり
- (4) 効率的で質の高い市役所づくりと地域の特性を活かした計画的なまちづくり

<基本計画>

●緑地に関する施策の展開

優れた自然環境の保全（第2章 第1節 第3）

- ・ 本市が有する貴重で優れた自然の保護やさまざまな環境保全施策の展開により、自然と人間（社会）とが共存する水や緑に囲まれた快適な環境づくりを進め、市民の自然環境に対する愛着と誇りが醸成された環境にやさしいまちづくりをめざす。

自然と調和する都市景観の形成（第2章 第1節 第5）

- ・ 市街地では、効率的な土地利用や車道・歩道、公園等の都市施設の整備を展開し、コンパクトな市街地を形成してにぎわいと活気のある都心再生と、環境と共生した水と緑豊かなゆとりとうるおいのある市街地形成をめざす。

【目標】

- ・ 市民一人当たり都市公園面積 10.1 m²/人（H16）⇒10.8 m²/人（H22）

快適な住環境の整備（第2章 第1節 第6）

- ・ 都市公園等の整備・更新、市民の墓地需要への対応

イ 鳥取市都市計画マスタープラン

- 計画期間：平成18年～平成37年
- 目標人口：都市計画区域 H17 178,200人→H37 173,600人
- 都市の将来像：『「環境・文化・交流」拠点都市・とっとり
～個性ある新・生活交流都市(ハモニシティ)をめざして～』
- 基本方針
 - (1) にぎわいと活力ある都心の再生とうるおいのある生活空間の実現(市街地)
 - (2) 自然と共生したゆとりのある田園生活空間の創造(田園地域)
 - (3) 豊かな自然環境・景観、地域に根づいた伝統文化の保存・伝承と創造
 - (4) 地域産業の振興と交流・連携を促進する都市基盤づくり
 - (5) 安全・安心でいきいきとした地域づくり

- 市街地・田園地域形成の考え方
 - 市街化区域：コンパクトタウンへの転換
 - 市街化区域外：ガーデンタウンの創造

市街化区域：コンパクトタウンのイメージ

【旧城下町】

- 都心居住の推進
- 城下町鳥取の景観再生
- 街並み整備
- 都心緑地の保全・創出
- 歩いて楽しく暮らせる歩行者空間の形成



【鳥取駅周辺市街地】

- 市街地の高度化・高次化
- 都心緑地の創出
- スカイライン^{※1}の形成
- 住環境整備

※1 スカイライン
空との境界線
建物や屋根の並び



【近郊市街地】

- 生活環境基盤整備
- 市街地内農地の多目的活用
- 都市内緑地の保全・創出



【都市の輪郭を担う外縁市街地】
(市街化区域の縁辺部)

- 未利用地・遊休地の有効活用
- 都市内緑地の保全・創出



市街化区域外：ガーデンタウンのイメージ

【隣近接地域】
(市街化区域との境)



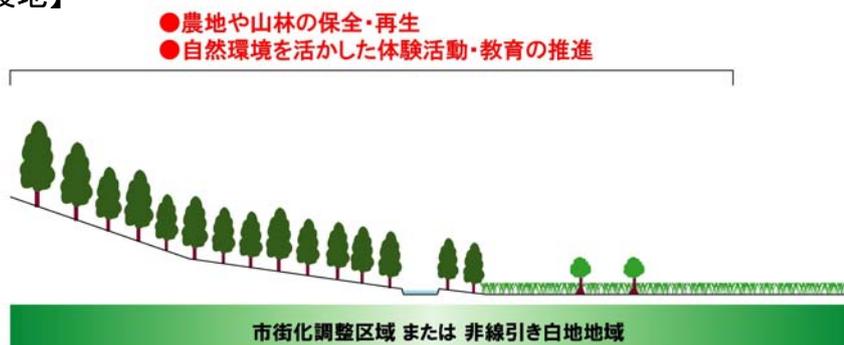
【主要なコミュニティ圏域】
(旧町村の生活拠点)



【田園・集落地域】
(農村集落、農地)



【田園地域、山林・丘陵地】
(中山間地域)



●公園・緑地の整備方針

ア)水と緑の基本目標
市民参画による緑の将来像実現のための視点
鳥取の緑を“守り育て・創り・広げる”過程における市民参画を、まちづくり全般における市民参画の第一歩の機会として積極的に位置づけ、市民と共に水と緑豊かなガーデンシティ鳥取を形成し、育成を図ります。

イ)水と緑の保全・再生と活用

既存の緑を保全すると同時に質を高め、河川や道路緑化等の整備を進め、それらのネットワークを目指します。

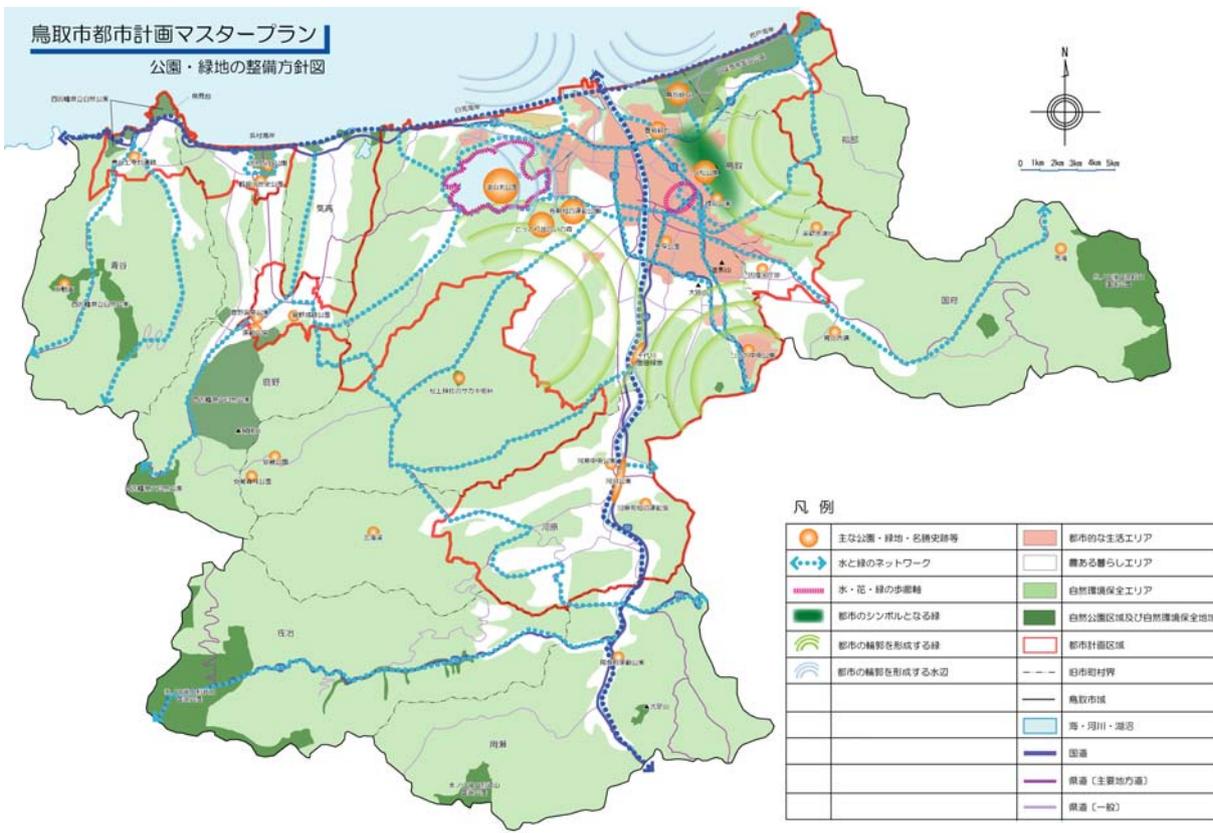
- ①市街地周辺の緑の保全・再生と活用
- ②市街地の緑の保全と活用
- ③水辺の自然環境の保全・再生と活用

ウ)公園・緑地の整備の方針

- ①基幹公園
- ②特殊公園
- ③大規模公園
- ④都市緑地
- ⑤その他の公園・緑地・広場等

エ)施設の緑化とネットワーク形成

- ①河川空間整備
- ②道路の緑化
- ③公共公益施設の緑化
- ④市街地における緑の回廊づくり



●公園整備及び緑化の目標値

- ・歩いていける範囲の住区基幹公園の誘致圏満足度を65%以上とする。
- ・公園内の植栽面積の積極的増加に努める。
- ・長期的には市民一人当たりの都市公園面積を40㎡とする。
- ・3.5m以上の歩道幅員を持つ道路の緑化延長を100%とすることに努める。
- ・自然環境に配慮し親水性の高い川づくりを推進する。
- ・公的空間の緑の増加、育成を図り、公共公益施設敷地での緑化割合約20%を目標とする。
- ・緑豊かな都市環境の形成を図り、私有地の緑を保全するため、緑地協定制度などのルールづくりを推進する。
- ・緑のある生活環境を支援するため、生垣助成等の助成制度を検討する。

(2)関連計画

ア 鳥取市環境基本計画（緑に関する記述部分抜粋）

●計画期間：平成19年～平成28年 ●目標とする環境像 『豊かな自然と人間が共生する「快適環境都市」－鳥取』	
●基本方針	●基本目標
1. つたえよう 鳥取の豊かな自然 (自然環境)	(1) 山・川・海の保全 (2) 自然とふれあいの確保 (3) 生態系への配慮
2. めざそう 安全で人にやさしいまち (生活環境)	(1) 景観・美観の保全 (2) 緑豊かなまち (3) 人と環境に配慮した交通 (4) 安心・安全なまち (5) 健康できれいなまち (6) 歴史・文化の薫るまち
3. つなげよう 未来へつなぐ 美しい地球 (地球環境)	(1) 地球温暖化の防止 (2) オゾン層の保護 (3) 酸性雨の防止 (4) エネルギーの有効利用
4. ふみだそう 一人ひとりが育てる環境意識 (市民・事業者・市の協働)	(1) 環境教育、学習の推進 (2) 環境情報の共有化 (3) 市民・事業者・市が連携できる 仕組みづくり (4) 環境ビジネスの創出

●基本目標 (上表の網かけ部分)	●基本施策	●具体的施策
山・川・海の保全	自然環境の保全	保存樹木・保存樹林の指定・保存 自然生態系に配慮した親水空間の 保全・創出 森林保全活動の推進
自然とふれあいの確保	自然体験への取組み の推進	自然とふれあう自然体験の推進
生態系への配慮	生息環境の保全	市街地や周辺部の樹林の保全 農地の保全 山間部や丘陵地の緑地の保全 動植物保護地区の指定・保護
緑豊かなまち	緑化の推進	公共施設の緑化の推進 民有地（施設）の緑化の推進 緑化の普及・啓発
	公園・公共空地の整備	身近な自然とふれあうことができる 緑地・公園などの整備

イ 鳥取市中心市街地活性化基本計画

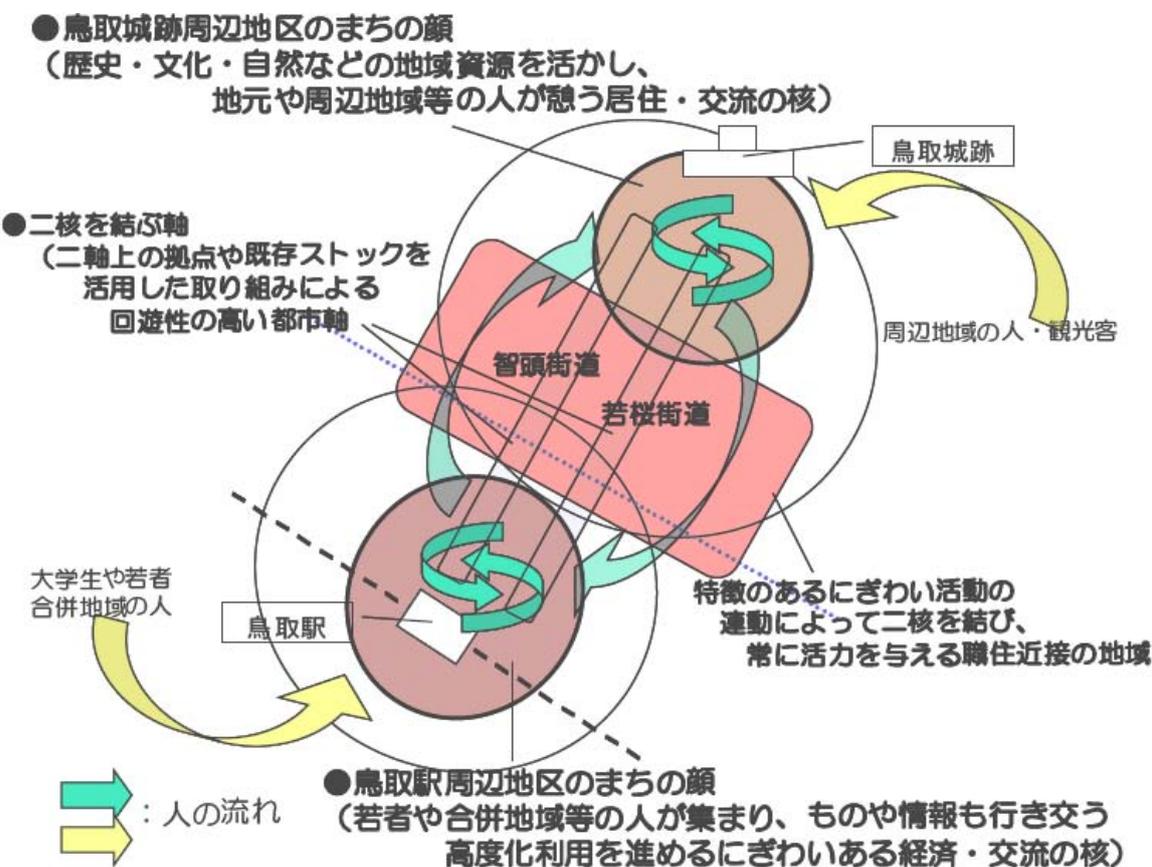
- 計画期間：平成19年～平成25年
- 目標人口：中心市街地 210ha H18 12,268人→H25 12,800人
- 活性化のテーマ

『住みたい 行きたい ふるさと鳥取 いなばのくに 因幡国の都市核づくり』

●基本的な方針

- (1) 住みたいまち
- (2) 行きたいまち
- (3) ふるさとを感じるまち

●活性化の全体イメージ：「二核二軸」の都市構造



●緑化に関する事業

- 西町広場(緑地)整備(地域生活基盤施設)
 - ・都市公園の整備とにぎわいの創出に向けたわらべ館周辺の整備
- 市民ふれあい広場整備(地域生活基盤施設)
 - ・若桜街道沿いにイベント実施が可能な空間を整備
- 上町松並線(大工町通り)整備
 - ・歴史的な景観や歩行者等に配慮した道路拡幅並びに電線類地中化事業
- 駅前地区環境整備事業(仮称)
 - ・まちの玄関口である駅前周辺の環境の整備

ウ 鳥取市景観計画

●計画期間：平成20年～

●景観形成の目標

『恵まれた自然環境と共生し、豊かな歴史・文化が息づく生活交流都市・とっとり』

●景観形成の基本方針

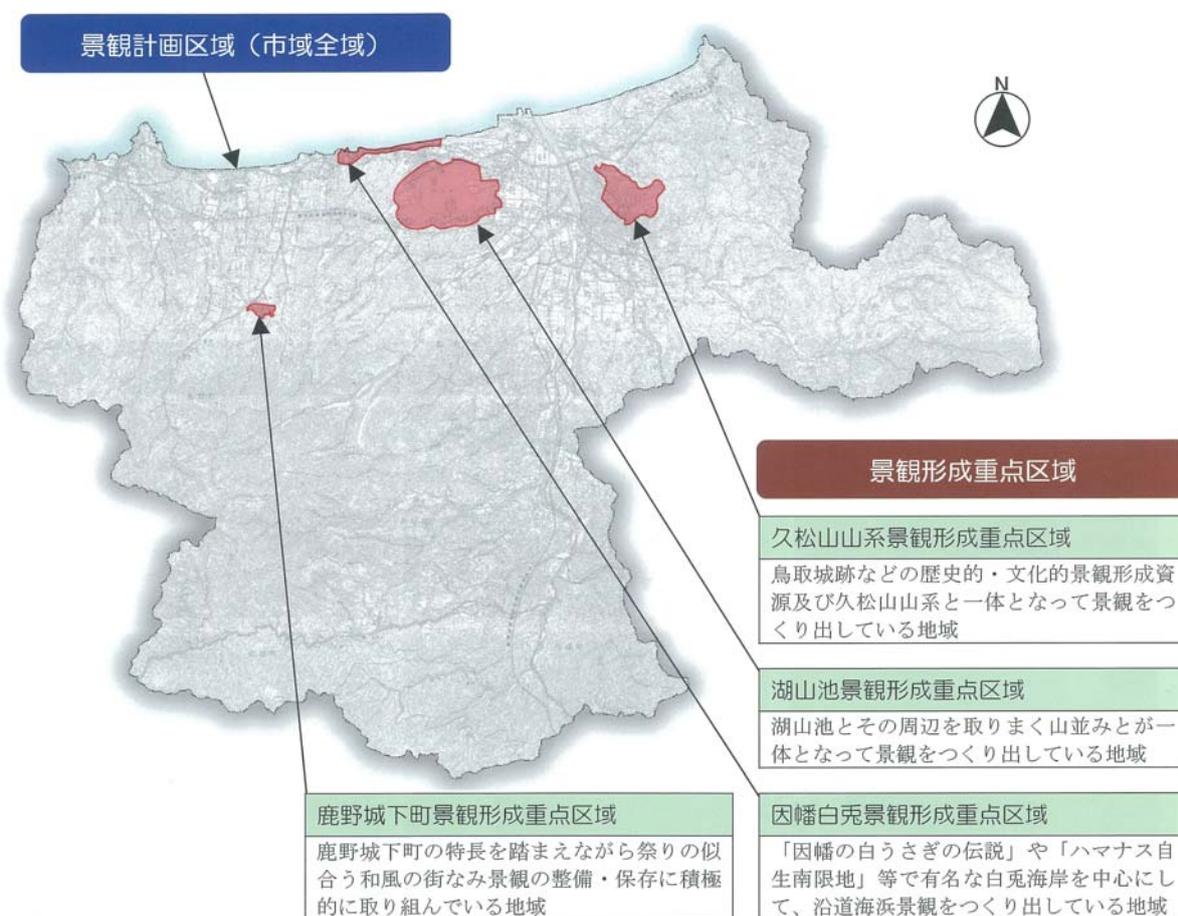
- (1) 心やすらぎ、味わい豊かな自然景観の保全・育成
 - ①自然緑地景観(山林・丘陵地)、②自然緑地景観(海浜)、③水辺景観
- (2) 歴史・文化資源を活用した落ち着きと風格がある景観の形成
 - ①歴史的景観
- (3) にぎわいとうるおいに富んだ街なみ景観の創造
 - ①農山漁村景観、②住宅地景観、③商業業務地景観、④工業地景観
- (4) まちの個性に彩られた美しい公共空間の形成
 - ①道路景観、②公園緑地景観、③公共公益施設景観
- (5) 市民との協働による景観まちづくり
 - ①市民参加によるまちづくり、②市民マナーの向上

●景観計画による行為の制限

【緑化】建築物の建築面積、工作物の造成面積を除いた敷地の3%以上を緑化

●景観形成重点区域の概要

景観計画区域のうち、歴史・文化、自然等の特色が象徴的に現れ、良好な景観の形成が特に必要とされる次の地域を景観形成重点区域として指定します。



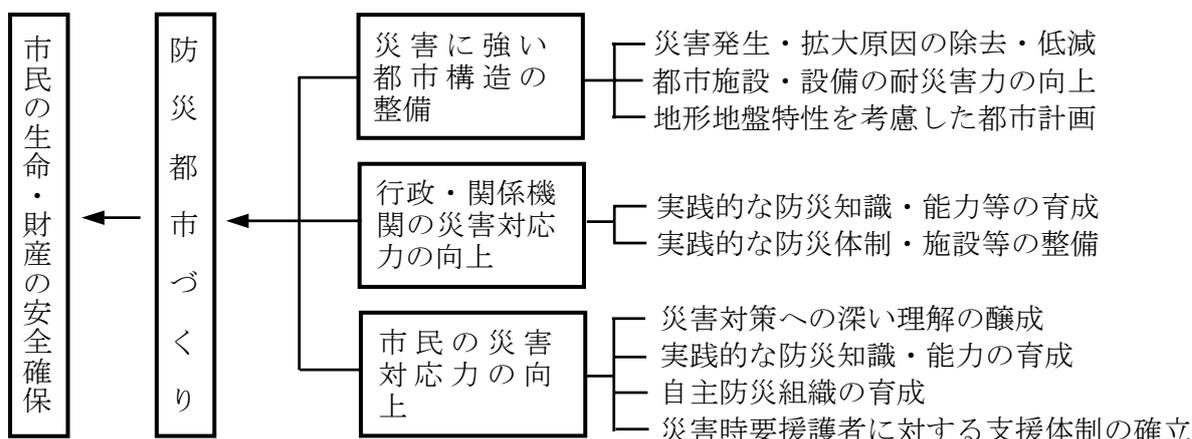
エ 鳥取市地域防災計画

●計画期間：平成18年～

●計画の理念と目標

[目的]
(基本目標)

[達成方法]



●第4節 都市の防災構造化計画

第1 計画的な市街地の形成

災害危険を軽減する都市空間を形成するため、市街地の災害特性を踏まえ、土地区画整理事業、市街地再開発事業等の市街地整備の施策を進めるものとする。

第3 都市施設の整備

2 公園・緑地等の公園空地

市街地等における公園・緑地は日常における環境保全・レクリエーション利用・景観形成上のみならず、避難地の確保、火災延焼防止等、防災上必要欠くべからざる施設であり、市街地等の基盤施設として積極的かつ計画的に防災空地の整備を促進するものとする。

第4 市街地等の再開発

1 土地区画整理事業の推進

都市計画区域内の土地については、土地区画整備事業を実施することにより既成市街地及びその周辺部において健全な市街地の形成を行い、住宅地の整備とともに道路・公園等の生活基盤施設の整備を行うことにより、防災上安全なまちづくりを促進するものとする。

2 市街地再開発事業の推進

市街地においては、市街地再開発事業を行うことにより、火災予防・公共空地の創出等災害危険度の低下を図るものとする。

注) 鳥取市地域防災計画 風水害等対策編及び震災対策編より抜粋・整理しています。

2. 市民の意向について

(1) アンケート調査

ア 調査の概要

① 調査の目的

地域の実状をよく知る市民に対し、公園・緑地の現状や普段感じていることなどを調査することで、今後、「鳥取市緑の基本計画」を検討するための基礎的な資料とすることを目的とする。

② 調査対象

16歳以上の市民1,000名

③ アンケート実施期間

平成19年12月～平成20年1月

④ 調査方法

郵送法による自記式無記名の調査票を用いたアンケート調査

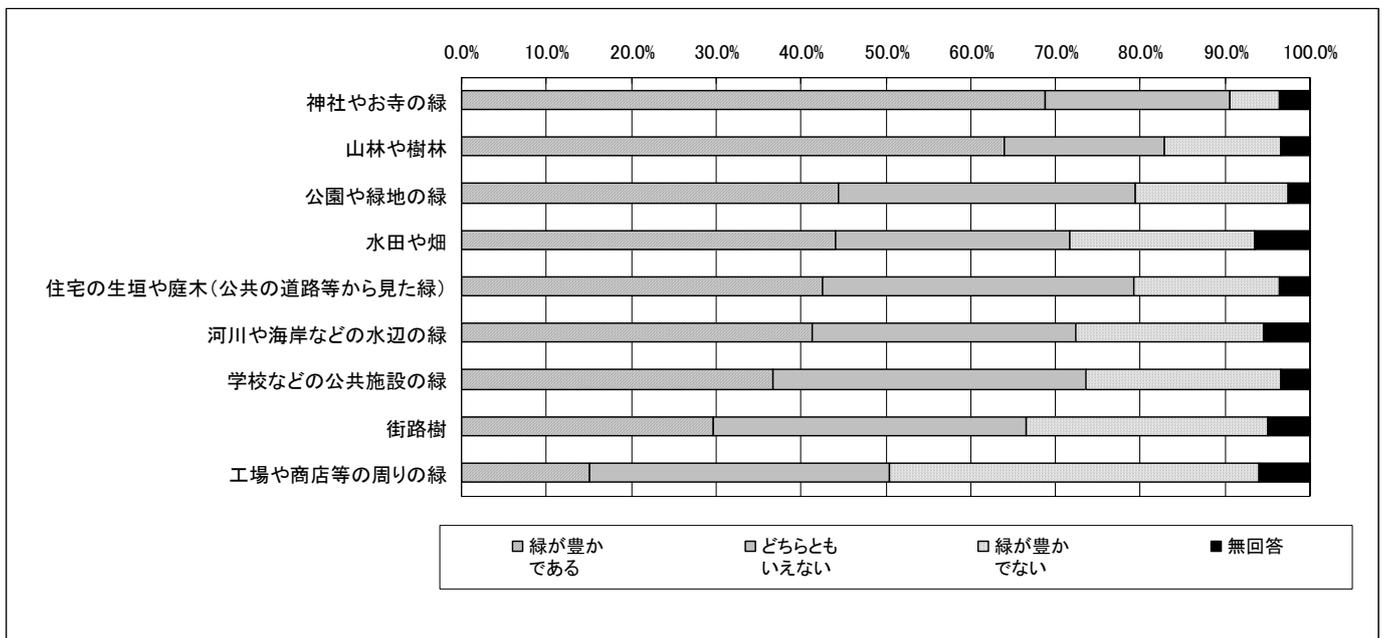
⑤ アンケート回収率

回答者 385人 (回収率 38.5%)

イ アンケート調査結果（抜粋）

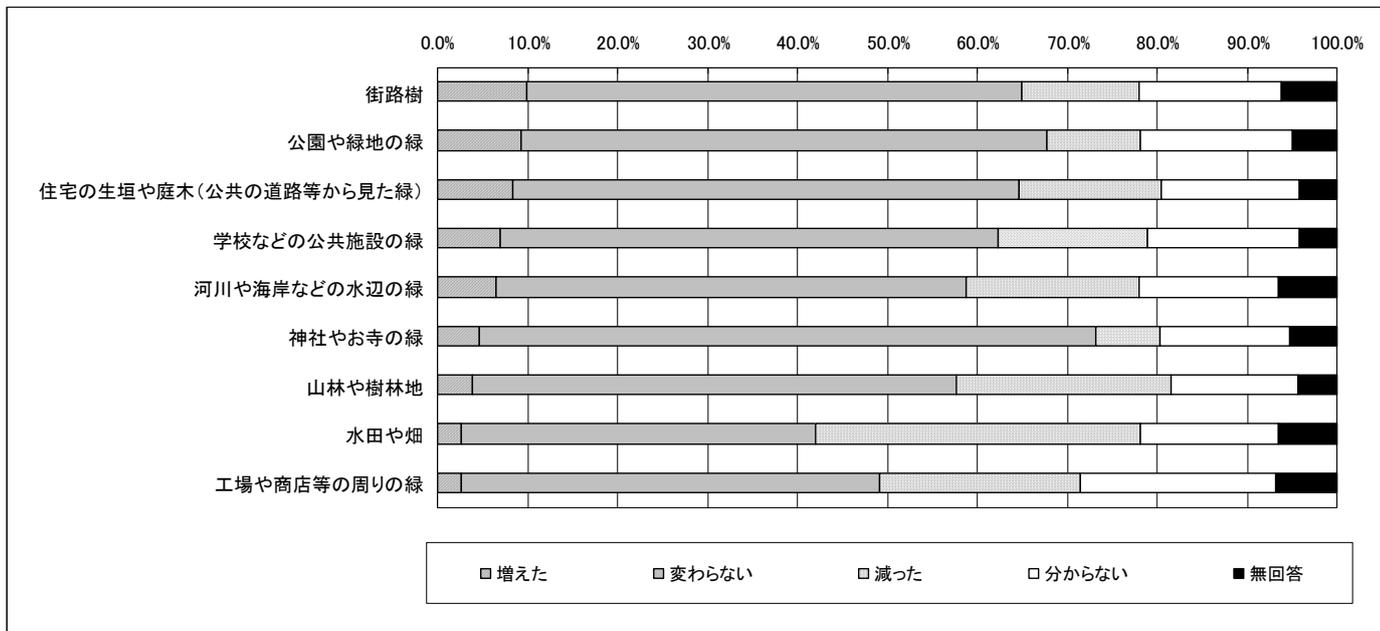
① 住んでいる地域における緑の豊かさについて

緑の豊かさは、「神社やお寺の緑」、「山林や樹林」について「緑が豊かである」とする回答が過半数を上回っていますが、その他の項目では過半数を下回っています。特に、「街路樹」（29.6%）や「工場や商店等の周りの緑」（15.1%）について「緑が豊かである」とする回答は少なくなっています。



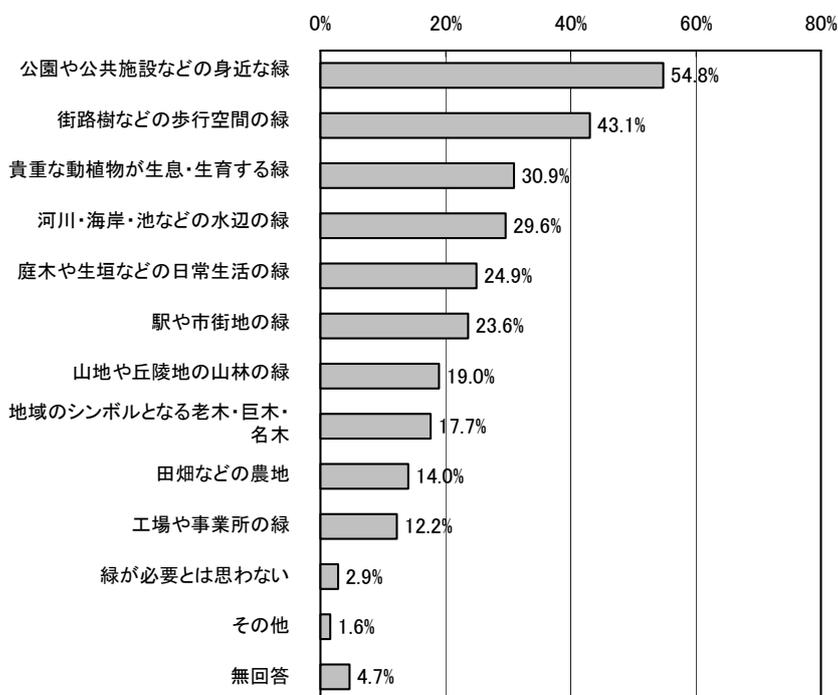
②住んでいる地域における10年間の緑の量の変化について

ここ10年間の緑の量の変化は、「増えた」とする回答は最も割合の多い「街路樹」でも9.9%であり、その他の項目は10%未満となっています。また、「街路樹」以外で「増えた」とする回答の多い項目は、「公園や緑地」(9.4%)、「住宅の生垣や庭木」(8.3%)となっています。一方、「減った」とする回答は約40%から10%未満とばらつきがあり、回答の多い項目は、「水田や畑」(36.1%)、「山林や樹林地」(23.9%)、「工場や商店等の周りの緑」(22.3%)となっています。



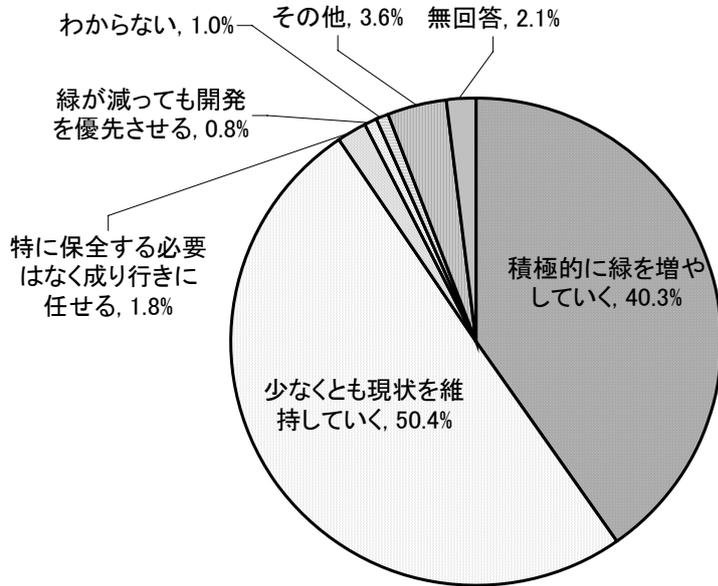
③住んでいる地域における今後必要な緑について

今後必要な緑としては、「公園や公共施設などの身近な緑」(54.8%)、「街路樹などの歩行空間の緑」(43.1%)などの身近な公共施設の緑に対して緑が求められています。また、自然の資源としては、「山地や丘陵地の山林の緑」(19.0%)や「田畑などの農地」(14.0%)は回答率が低く、「河川・海岸・池などの水辺の緑」(29.6%)や「貴重な動植物が生息・生育する緑」(30.9%)の回答率が高くなっています。



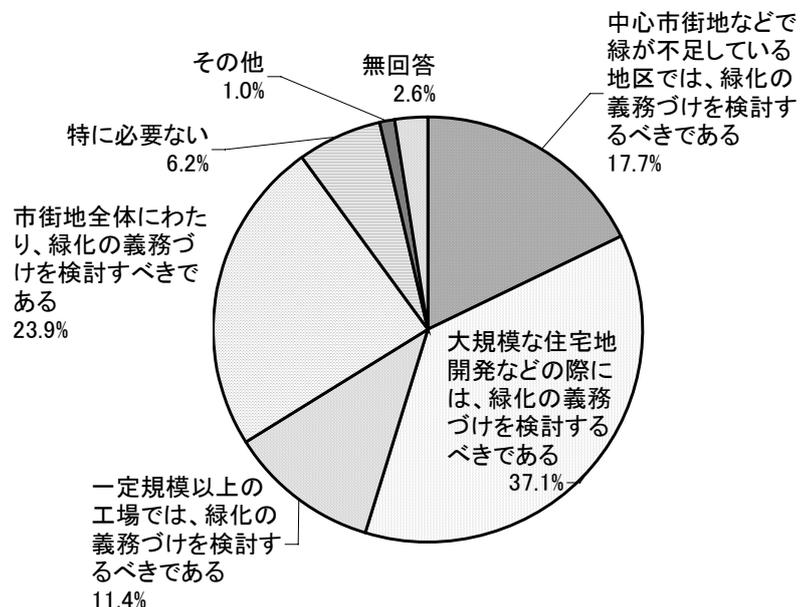
④今後の鳥取市全体の緑について

今後の緑については、「積極的に緑を増やしていく」が40.3%、「少なくとも現状を維持していく」が50.4%と大半を占めています。一方、「特に保全する必要はなく成りに任せる」(1.8%)や「緑が減っても開発を優先させる」(0.8%)とする回答は少なく、緑の保全または拡大に対する市民の期待が高いことが伺えます。



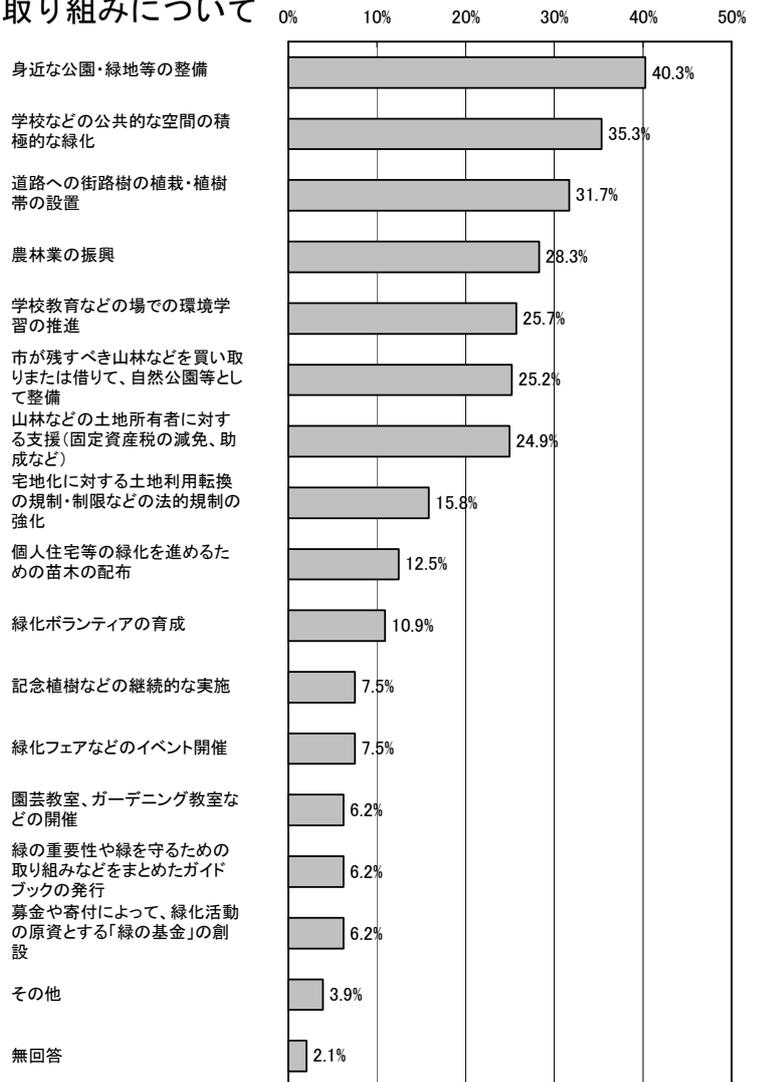
⑤民有地に緑の確保を義務付けることについて

民有地に緑の確保を義務づけることに対しては、「特に必要ない」とする回答が6.2%であるのに対して、「中心市街地などで緑が不足している地区では、緑化の義務づけを検討すべきである」が17.7%、「大規模な住宅地開発などの際には、緑化の義務づけを検討すべきである」が37.1%、「一定規模以上の工場では緑化の義務づけを検討すべきである」が11.4%、「市街地全体にわたり、緑化の義務づけを検討すべきである」が23.9%と、義務づけを必要とする回答が9割を占めています。



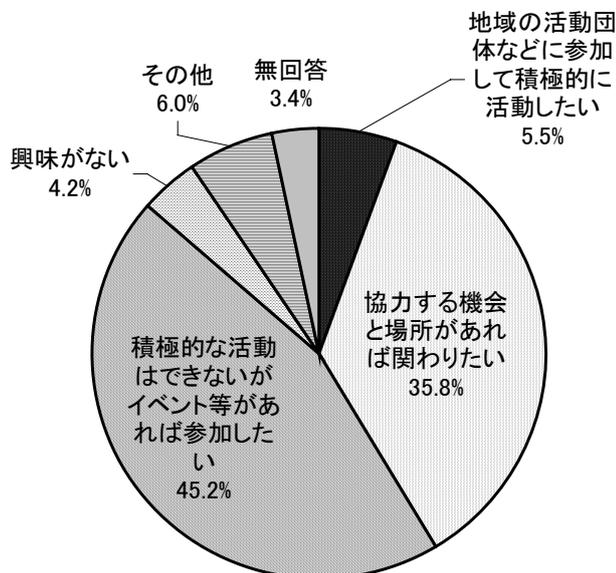
⑥ 緑を守り、増やすための鳥取市の取り組みについて

緑を守り、増やすための鳥取市の取り組みとしては、「身近な公園・緑地等の整備」(40.3%)や「学校施設などの公共的な空間の積極的な緑化」(35.3%)、「道路への街路樹の植栽・植樹帯の設置」(31.7%)などの身近な公共的な空間の緑化が上位を占めています。このほか、「農林業の振興」(28.3%)や「学校教育などの場での環境学習の推進」(25.7%)、「市が残すべき山林などを買い取りまたは借りて、自然公園等として整備」(25.2%)、「山林などの土地所有者に対する支援(固定資産税の減免、助成など)」(24.9%)などが続いています。このほか、「農林業の振興」(28.3%)や「学校教育などの場での環境学習の推進」(25.7%)、「市が残すべき山林などを買い取りまたは借りて、自然公園等として整備」(25.2%)、「山林などの土地所有者に対する支援」(24.9%)などが続いています。



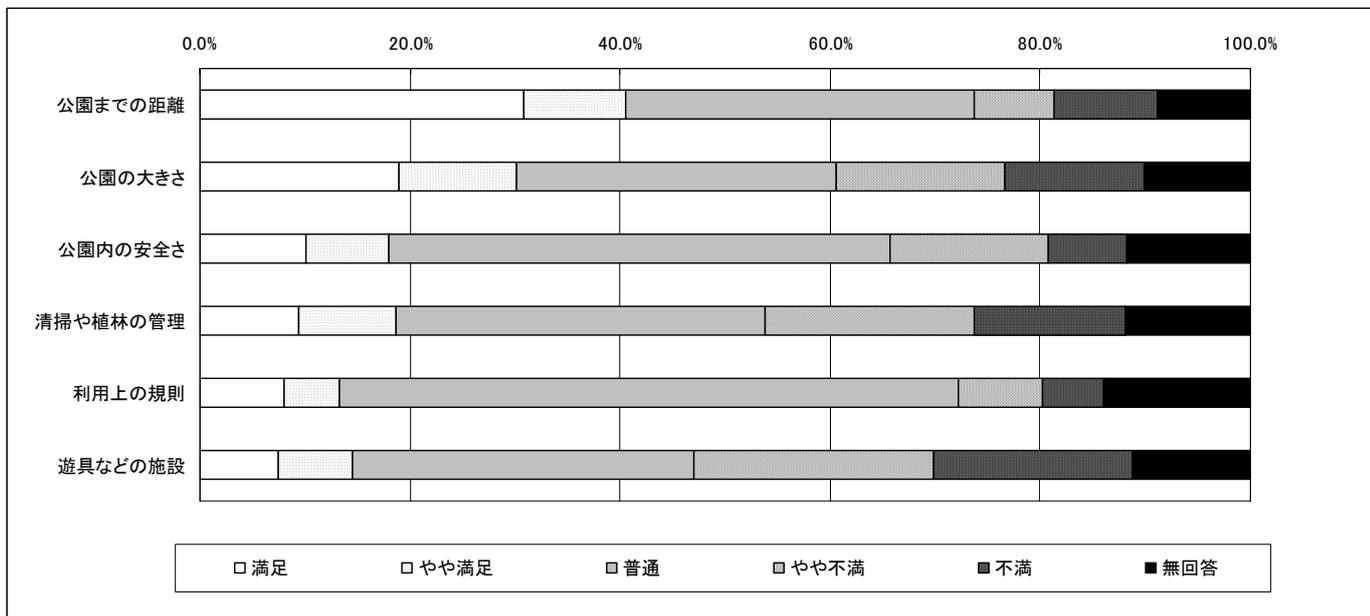
⑦ 緑を守り、増やす活動への関わりについて

緑を守り、増やす活動への関わりとしては、「積極的な活動はできないがイベント等があれば参加したい」(45.2%)や「協力する機会と場所があれば関わりたい」(35.8%)などの活動機会があれば関わりたいとする意見が大半を占めています。反対に、「興味がない」とする回答は4.2%にとどまっています。



⑧住んでいる地域の公園の満足度について

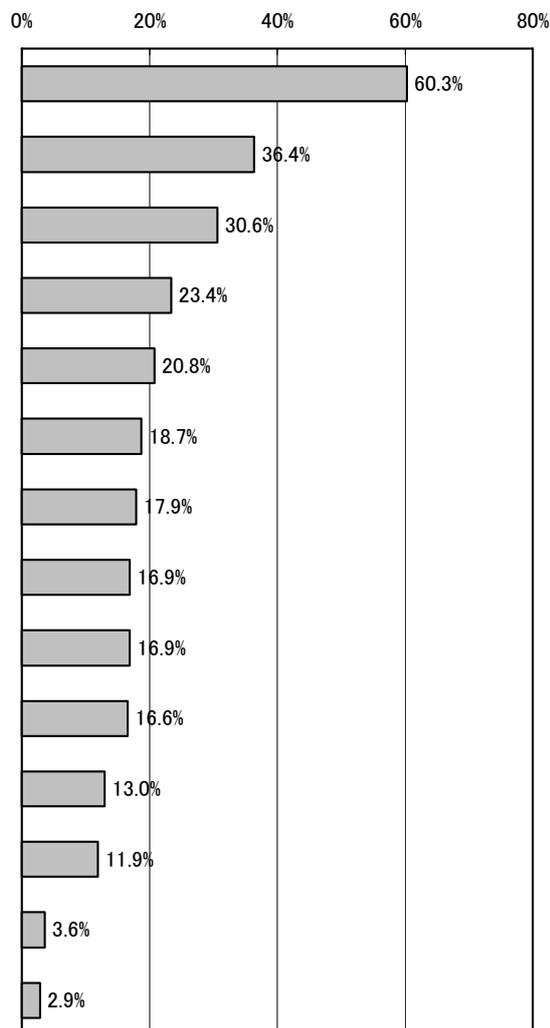
公園の満足度としては、「公園までの距離」や「公園内の安全さ」「利用上の規制」などには満足度は高い状況にあります。「遊具などの施設」「清掃や植林の管理」は不満とする回答が半数近くを占めています。



⑨今後の公園・緑地整備について

今後望まれる公園・緑地の整備としては、「子どもや高齢者が容易に利用できる身近な公園」(60.3%)が最も多く、次いで「災害時に避難地や救援活動の拠点となる防災機能を備えた公園」(36.4%)「ジョギングや散歩、サイクリングのできる緑道や散歩道」(30.6%)などが望まれています。

- 子どもや高齢者が容易に利用できる身近な公園
- 災害時に避難地や救援活動の拠点となる防災機能を備えた公園
- ジョギングや散歩、サイクリングのできる緑道や散歩道
- 市街地の買い物客などの待ち合わせや休憩場となる広場
- 遊び方を限定しない多目的広場
- 大気汚染や騒音、振動などの公害を和らげるための緑地
- 神社や史跡などの歴史的文化遗产を活かした公園
- 河川敷などに設置された水とふれあうことのできる公園
- 原生林など自然環境を維持している公園
- トンボ池や植物園などがある自然学習やレクリエーションのための公園
- 野球場やゲートボール場などを備えたスポーツ・健康づくりのための公園
- 園芸や菜園などが楽しめる公園
- その他
- 無回答



緑に関する意識調査

- アンケート調査へのご協力をお願い -

市民の皆様には、日頃から市政に対して多大なご理解ご協力をいただき、誠にありがとうございます。

現在、鳥取市では公園や緑の状況を調査し、この結果を踏まえながら今後の公園整備や緑の保全、緑化の進め方などを総合的に計画する「鳥取市緑の基本計画」の策定に向けた検討を進めています。

本市は、日本一の鳥取砂丘をはじめとした白砂青松の海岸線を有し、久松山や中国山地など緑豊かな山々、湖山池や千代川、袋川、河内川、日置川などの自然環境に恵まれた地域です。しかし、市街地での身近なみどりの減少、農地・山林の荒廃、管理の行き届かない公園や空地、地球環境問題の深刻化などの緑や公園にかかわる問題点や課題が少なくありません。

「鳥取市緑の基本計画」は、こうした問題を解消し、鳥取市と市民の皆様で協力して緑豊かなまちづくりを進めるための『道しるべ』となるものです。

このアンケート調査は、地域で生活されている市民の皆様には、公園・緑地の現状や普段感じていることなどをお伺いするもので、今後、「鳥取市緑の基本計画」を検討するための重要な資料としていきたいと考えています。

ご多忙中のところ誠に恐縮ですが、調査の趣旨をご理解いただき、ご協力くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

平成 19 年 12 月 鳥取市都市計画課

記入にあたってのお願い

1. このアンケート調査は、宛名に示したご本人がお答えください。
2. 回答は、各設問の該当する番号を で囲んでください。記入は、鉛筆・ボールペン等なんでも結構ですので、はっきりと濃く記入してください。
3. 「その他」を選ばれたときは、その内容を()欄に具体的に記入してください。
4. 誤って記入した場合は、横線で消すなどして記入し直してください。
5. 記入がすみましたら、**平成 20 年 1 月 10 日までにアンケート用紙を同封してあります返信用封筒に入れて返送**してください。
6. この調査は無記名で行い、緑の基本計画策定または市行政の基礎資料として利用する以外には、使用いたしません。

アンケートに関するお問い合わせ先

鳥取市緑の基本計画策定事務局（鳥取市都市計画課） 担当：谷村・前田

電話：0857-20-3272

ファックス：0857-20-3048

Eメール：tosikei@city.tottori.tottori.jp

．緑の現状とそのあり方についておたずねします

本計画では公園・緑地などの公共公益施設緑地だけでなく、自然的環境を構成する要素として市内の全ての「緑」を対象とします。その「緑」とは、樹木・草花などの植物や、それらを含む周辺の土地・空間が単独又は一体となって、自然環境を形成しているものが対象であり、樹林地や草地、水辺などの緑地をはじめ、緑化された個人の空間も含まれます。これら「緑」は都市において生活にゆとりをもたらす要素であり、生活環境の質の向上に欠かせない要素です。

問 4 あなたのお住まいの地域の緑の豊かさについてどのように思いますか。該当する番号を 1 つずつ 選んでその番号に をつけてください。

	緑が豊かである	どちらともいえない	緑が豊かでない
ア．山林や樹林	1	2	3
イ．公園や緑地の緑	1	2	3
ウ．河川や海岸などの水辺の緑	1	2	3
エ．街路樹	1	2	3
オ．水田や畑	1	2	3
カ．神社やお寺の緑	1	2	3
キ．住宅の生垣や庭木（公共の道路等から見た緑）	1	2	3
ク．学校などの公共施設の緑	1	2	3
ケ．工場や商店等の周りの緑	1	2	3

問 5 あなたのお住まいの地域について、10 年前に比べて緑の量はどのように変化したと思いますか。該当する番号を 1 つずつ 選んでその番号に をつけてください。

	増えた	変わらない	減った	わからない
ア．山林や樹林地	1	2	3	4
イ．公園や緑地の緑	1	2	3	4
ウ．河川などの水辺の緑	1	2	3	4
エ．街路樹	1	2	3	4
オ．水田や畑	1	2	3	4
カ．神社やお寺の緑	1	2	3	4
キ．住宅の生垣や庭木（公共の道路等から見た緑）	1	2	3	4
ク．学校などの公共施設の緑	1	2	3	4
ケ．工場や商店等の周りの緑	1	2	3	4

問 6 あなたのお住まいの地域で、今後どのような緑が必要だと思いますか。あなたの考えに近いものを3つ選んでその番号に をつけてください。

- | | |
|-----------------------|---------------------|
| 1. 山地や丘陵地の山林の緑 | 2. 河川・海岸・池などの水辺の緑 |
| 3. 地域のシンボルとなる老木・巨木・名木 | 4. 街路樹などの歩行空間の緑 |
| 5. 公園や公共施設などの身近な緑 | 6. 田畑などの農地 |
| 7. 庭木や生垣などの日常生活の緑 | 8. 工場や事業所の緑 |
| 9. 駅や市街地の緑 | 10. 貴重な動植物が生息・生育する緑 |
| 11. 緑が必要とは思わない | |
| その他() | |

問 7 今後、鳥取市全体の緑について、どのようにしていくべきだと思いますか。あなたの考えに最も近いものを1つ選んでその番号に をつけてください。

1. 積極的に緑を増やしていく
2. 少なくとも現状を維持していく
3. 特に保全する必要はなく成り行きに任せる
4. 緑が減っても開発を優先させる
5. わからない
6. その他()

問 8 平成 16 年の都市緑地法の改正により緑化地域(緑が不足している市街地などにおいて、一定規模以上の建築物の新築や増築を行う場合に、敷地面積の一定割合以上の緑化を義務づける制度)が創設されました。あなたのお住まいの地区や市内で民有地に緑の確保を義務付けることについて、あなたの考えに最も近いものを1つ選んでその番号に をつけてください。

1. 中心市街地などで緑が不足している地区では、緑化の義務づけを検討すべきである
2. 大規模な住宅地開発などの際には、緑化の義務づけを検討すべきである
3. 一定規模以上の工場では、緑化の義務づけを検討すべきである
4. 市街地全体にわたり、緑化の義務づけを検討すべきである
5. 特に必要ない
6. その他()

“ちょっと一息” みどりの豆知識 (2)



木の癒し効果

森林浴の癒し効果はご存じでしょうが、その癒し効果の正体をご存じですか？それは“木の香り”です。木の香りによって血圧が下がり、脈拍も落ち着き、身体的ストレスや精神的ストレスを感じたときに分泌されるストレスホルモンの濃度が下がるとの分析結果もあります。ストレスの多い現代人は、たまには木のある空間でリラックスするのもいいのでは!!

問 9 緑を守り、増やすために鳥取市はどのような取り組みを行うことが必要と思いますか。あなたの考えに近いものを3つ選んでその番号に をつけてください。

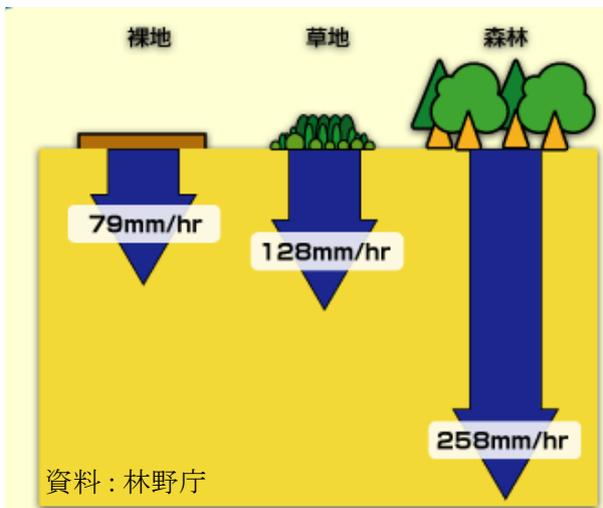
1. 山林などの土地所有者に対する支援（固定資産税の減免、助成など）
2. 宅地化に対する土地利用転換の規制・制限などの法的規制の強化
3. 市が残すべき山林などを買い取りまたは借りて、自然公園等として整備
4. 学校などの公共的な空間の積極的な緑化
5. 道路への街路樹の植栽、植樹帯の設置
6. 身近な公園・緑地等の整備
7. 農林業の振興
8. 個人住宅等の緑化を進めるための苗木の配布
9. 記念植樹などの継続的な実施
10. 緑化ボランティアの育成
11. 学校教育などの場での環境学習の推進
12. 園芸教室、ガーデニング教室などの開催
13. 緑化フェアなどのイベントの開催
14. 緑の重要性や緑を守るための取り組みなどをまとめたガイドブックの発行
15. 募金や寄付によって、緑化活動の原資とする「緑の基金」の創設
16. その他（)

問 10 あなたは、緑を守り、増やす活動にどう関わりたいと思いますか。あなたの考えに最も近いものを1つ選んでその番号に をつけてください。

1. 地域の活動団体などに参加して積極的に活動したい
2. 協力する機会と場所があれば関わりたい
3. 積極的な活動はできないがイベント等があれば参加したい
4. 興味がない
5. その他（)

“ちょっと一息” みどりの豆知識(3)

森林は「緑のダム!!」



森林は、落葉・落枝などの堆積物や土壌生物が多く住む表土がスポンジのようになって、雨水をすみやかに地中に浸透させる働きがあります。その能力は裸地の3倍もあります。この機能により雨水はゆっくりと河川に流れることから洪水や濁水が緩和されます。

このようなことから森林は「緑のダム」と言われています。

・公園の現状とそのあり方についておたずねします

問 11 あなたのお住まいの地域の公園までの距離や施設内容などについて、満足していますか。各項目について該当する番号を 1 つずつ 選んでその番号に をつけてください。

	満足	やや満足	普通	やや不満	不満
ア．公園までの距離	1	2	3	4	5
イ．公園の大きさ	1	2	3	4	5
ウ．遊具などの施設	1	2	3	4	5
エ．公園内の安全性	1	2	3	4	5
オ．清掃や植木の管理	1	2	3	4	5
カ．利用上の規則	1	2	3	4	5

問 12 鳥取市全体として、今後どのような公園・緑地の整備を期待しますか。あなたの考えに最も近いものを 3 つ 選んでその番号に をつけてください。

- 1．子どもや高齢者が容易に利用できる身近な公園
- 2．ジョギングや散歩、サイクリングのできる緑道や遊歩道
- 3．遊び方を限定しない多目的広場
- 4．野球場やゲートボール場などを備えたスポーツ・健康づくりのための公園
- 5．河川敷などに設置された水とふれあうことのできる公園
- 6．市街地の買い物客などの待ち合わせや休憩場となる広場
- 7．トンボ池や植物園などがある自然学習やレクリエーションのための公園
- 8．原生林など自然環境を維持している公園
- 9．神社や史跡などの歴史的文化遺産を活かした公園
- 10．災害時に避難地や救援活動の拠点となる防災機能を備えた公園
- 11．大気汚染や騒音、振動などの公害を和らげるための緑地
- 12．園芸や菜園などが楽しめる公園
- 13．その他 ()

問 13 身近な公園・緑地の維持・管理のあり方について、あなたの考えに最も近いものを 1 つ 選んでその番号に をつけてください。

- 1．公共的な施設なので市がきちんと管理すべき
- 2．町内会などの団体をお願いして管理を任せるべき
- 3．みんなで利用する施設なので、すべての人が進んで管理すべき
- 4．ボランティアを募って管理してもらおうべき
- 5．特に管理する必要はない
- 6．その他 ()

3 . 目標水準の設定のための参考指標

(1)国の緑地の目標水準

区分	21 世紀初頭
市街地における持続性のある緑地の割合	30%以上 *1、3
道路、河川、公園等の緑の公的空間量	3倍 *1
旧建設省所管の都市公園、道路、河川等の公共公益施設等の樹木	3倍 *1
都市公園の整備目標	20㎡/人 *1、2
都市公園の整備目標 (都市公園のうち広域公園、国営公園を除いたもの)	17㎡/人 *2

- * 1. 「緑の政策大綱【通称：緑サンサン・グリーンプラン】（平成6年7月）」
→現在、国土交通省で新編を検討中
- * 2. 都市計画中央審議会答申（平成7年7月）
- * 3. 社会資本整備審議会の中間報告（平成18年）

(2)国の緑化目標水準

住区基幹公園 *1 (街区公園除)		都市基幹公園 *2 (運動公園除)		幹線道路 *3
街区公園	運動公園	運動公園	運動公園	
50%	30%	50%	30%	30%

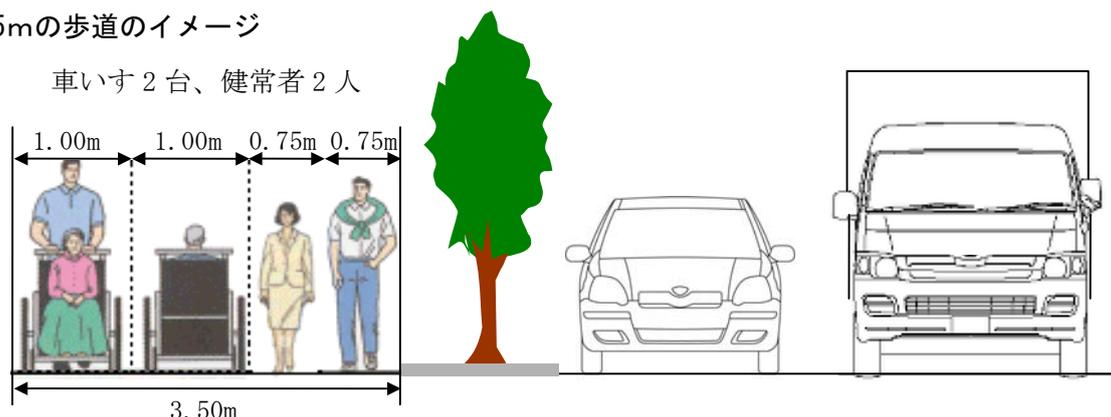
- * 21世紀初頭目標水準：「緑の政策大綱（平成6年7月）」より
- * 1. 住区基幹公園：都市公園のうち住民の生活行動圏域によって配置される比較的小規模な公園で、都市計画で位置づけられた街区公園、近隣公園及び地区公園が含まれる。
- * 2. 都市基幹公園：都市計画公園のうち、都市計画的にも、住民の意識の上でも、都市の全体像を形成する大規模な公園であり、都市市民全般を対象としたもので、総合公園と運動公園で構成される。
- * 3. 幹線道路：一般国道及び主要な都道府県道並びに市町村道（高速道路は除く）

(3)国の緑化目標

区分	目標値
3.5m以上の歩道幅員の確保 街路樹の設置検討	100%

- * 道路構造令からの抜粋
- * 3.5mは健常者2人と車いす使用者2人がすれ違い又は追い越しが可能な幅

■3.5mの歩道のイメージ



(4)公園・広場芝生化アンケート結果

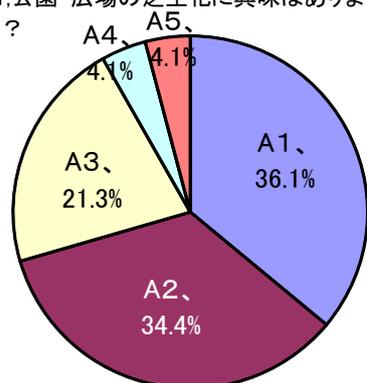
アンケート実施期間 平成20年4月11～4月30日

調査対象 公園愛護会

アンケート回収率 82%
 アンケート発送数 150
 アンケート回答数 123
 (新市域を除く)

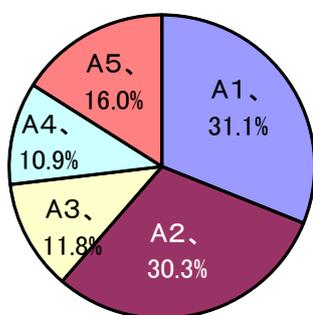
(愛護会長を同一者が兼ねる公園を除く)
 (うち芝生ツアー参加希望) 56箇所

Q1,公園・広場の芝生化に興味はありますか？



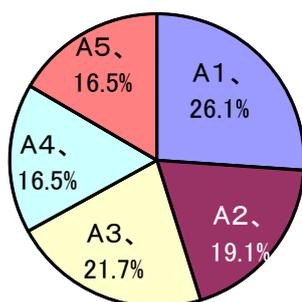
回答	回答数	%
A1、大変興味がある	44	36.1
A2、まあまあ興味がある	42	34.4
A3、あまり興味がない	26	21.3
A4、まったく興味がない	5	4.1
A5、わからない	5	4.1
計	122	

Q2,公園・広場は芝生であるほうがいいですか？



回答	回答数	%
A1、芝生が良い	37	31.1
A2、どちらかといえば芝生が良い	36	30.3
A3、どちらでも良い	14	11.8
A4、どちらかといえば芝生でないほうが	13	10.9
A5、芝生でないほうが良い	19	16
計	119	

Q3,この社会実験に参加して公園・広場を芝生化してみたいですか？



回答	回答数	%
A1、参加したい	30	26.1
A2、どちらかといえば参加したい	22	19.1
A3、どちらでも良い	25	21.7
A4、どちらかといえば参加したくない	19	16.5
A5、参加したくない	19	16.5
計	115	

約44%

(5) 緑地現況・緑化状況

都市公園現況（平成19年度末現在）

種類	種別	内 容	一人当たり 標準面積 (m ²)	鳥 取 市 現 況			備 考
				公園数 (箇所)	供用面積 (ha)	一人当たり 現況面積 (m ²)	
住区基幹公園	街 区 公 園	もっぱら街区に居住する者の利用に供することを目的とする公園で、街区内に居住する者が容易に利用することができるように、1箇所当たり面積0.25haを標準として配置する。 (誘致距離250m：旧都市計画法（平成15年3月28日改正前）)	1.0	116	25.57	1.48	真教寺公園ほか
	近 隣 公 園	主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園で、近隣に居住する者が容易に利用することができるように、1箇所当たり面積2haを標準として配置する。 (誘致距離500m：旧都市計画法（平成15年3月28日改正前）)	2.0	4	3.30	0.19	湖山公園、賀露上小路公園、鹿野町温泉公園、鹿野町越路ヶ丘公園
	地 区 公 園	主として徒歩圏内に居住する者の利用に供することを目的とする公園で、徒歩圏域内に居住する者が容易に利用することができるように、1箇所当たり面積4haを標準として配置する。 (誘致距離1km：旧都市計画法（平成15年3月28日改正前）)	1.0	4	33.67	1.95	美保公園、ニュータウン中央公園、河原町中央公園、気高町浜村砂丘公園
	特 定 地 区 公 園	都市計画区域外の一定の町村における農山漁村の生活環境の改善を目的とする特定地区公園（カントリーパーク）は、面積4ha以上を標準として配置する。	—	—	—	—	—
都市基幹公園	総 合 公 園	都市住民全般の休息、観賞、散歩、遊技、運動等総合的な利用に供することを目的とする公園で、都市規模に応じ1箇所当たり面積10～50haを標準として配置する。	3.0	1	44.14	2.56	湖山池公園
	運 動 公 園	都市住民全般の主として運動の用に供することを目的とする公園で、都市規模に応じ1箇所当たり面積15～75haを標準として配置する。	1.5	—	—	—	—
大規模公園	広 域 公 園	主として一の市町村の区域を超える広域のレクリエーション需要を充足することを目的とする公園で、地方生活圈など広域的なブロック単位ごとに1箇所当たり面積50ha以上を標準として配置する。	2.0	1	52.40	3.03	県立布勢総合運動公園
	レクリエーション都市	大都市その他の都市圏域から発生する多様かつ選択性に富んだ広域レクリエーション需要を充足することを目的とし、総合的な都市計画に基づき、自然環境の良好な地域を主体に、大規模な公園を核として、各種のレクリエーション施設が配置される一団の地域であり、大都市圏その他の都市圏域から容易に到達可能な場所に、全体規模1000haを標準として配置する。	—	—	—	—	—

参考資料

種類	種別	内 容	一人当たり 標準面積 (m ²)	鳥 取 市 現 況			
				公園数 (箇所)	供用面積 (ha)	一人当たり 現況面積 (m ²)	備 考
国 営 公 園		一の都府県の区域を超えるような広域的な利用に供することを目的として、国が配置する大規模な公園にあつては、1箇所当たり面積おおむね300ha以上として配置する。 国家的な記念事業等として配置するものにあつては、その設置目的にふさわしい内容を有するように配置する。	1.0	—	—	—	—
緩衝緑地等	特 殊 公 園	風致公園、動植物公園、歴史公園、墓園等特殊な公園で、その目的に則し配置する。	併せて 8.5	1	4.60	2.71	樗谿公園；風致公園
				2	11.55		久松公園、青谷上寺地遺跡公園；歴史公園
				1	6.00		円護寺公園墓地；墓園
	緩 衝 緑 地	大気汚染、騒音、振動、悪臭等の公害防止、緩和若しくはコンビナート地帯等の災害の防止を図ることを目的とする緑地で、公害、災害発生源地域と住居地域、商業地域とを分離遮断することが必要な位置について公害、災害の状況に応じ配置する。		—	—		—
	都 市 緑 地	主として都市の自然的環境の保全並びに改善、都市の景観の向上を図るために設けられている緑地であり、1箇所当たり面積0.1ha以上を標準として配置する。 但し、既成市街地等において、良好な樹林地等がある場合あるいは植樹により都市に緑を増加又は回復させる都市環境の改善を図るために緑地を設ける場合にあつては、その規模を0.05ha以上とする。(都市計画決定を行わずに借地により整備し、都市公園として配置するものを含む)		7	24.65		千代川緑地、袋川緑地、吉方中央緑地、久松緑地、行徳緑地、新品治緑地、重箱緑地、千代川倉田緑地
	緑 道	災害時における避難路の確保、都市生活の安全性及び快適性の確保等を図ることを目的として、近隣住区又は近隣住区相互を連絡するように設けられる植栽帯及び歩行者路又は自転車路を主体とする緑地で幅員10～20mを標準として、公園、学校、ショッピングセンター、駅前広場等を相互に結ぶように配置する。	—	—			
合 計			20.0	138	206.12	11.93	都市計画区域内人口 H19 172,759人

資料：数値は鳥取市都市計画課資料、種別は国土交通省「都市公園の種類」

市街地における緑地量（現況）

区 分		面積 (ha)
市街化区域内	公園、緑地等	71.76
	社寺境内地、墓地その他これらに類するもの	4.43
	学校、企業厚生施設その他これらに類する施設	14.00
	小計	90.19
市街化区域 隣接地 *1	湖山池公園	44.14
	県立布勢総合運動公園	52.40
	千代川緑地	11.70
	樗谿公園	4.60
	久松公園	7.37
	小計	120.21
市街地内緑地 合計		210.40

*1. 市街化調整区域における主な都市公園の供用面積

資料：平成14年度 鳥取市都市計画基礎調査より

街路の緑化状況

区分	歩道3.5m以上 整備済路線延長 (km)	うち緑化延長 (km)	緑化率 (%)
16m以上 幹線道路	35.9	26.3	73.3
国道	6.4	5.4	84.4
県道	19.3	15.5	80.3
市道	10.2	5.4	52.9

注) 市街化区域内の整備済みの幅員16m以上の都市計画道路のうち、緑化延長を計測。標準断面より3.5m以上の歩道が確保可能な幅員16m以上の路線を対象とした。ただし、姫鳥線及び緑化困難な橋梁部等を除く。

資料：航空写真（平成17年）より計測

主な公共公益施設の緑化状況（鳥取市全域）

施設名称	敷地面積 (ha)	緑化面積 (ha)	緑化率 (%)	区域	備考
鳥取県庁	3.49	0.20	5.7	市街化区域	
鳥取市役所	0.63	0.05	7.9	市街化区域	
鳥取市民会館	0.35	0.01	2.9	市街化区域	
鳥取県立県民文化会館	3.13	0.34	10.9	市街化区域	鳥取県立図書館 鳥取県立公文書館
鳥取市立武道館	0.50	0.07	14	市街化区域	鳥取市勤労青少年ホーム
鳥取市民体育館	1.59	0.09	5.7	市街化区域	
鳥取市福祉文化会館	0.15	0.01	6.7	市街化区域	
鳥取県立博物館	1.42	0.47	33.1	市街化区域	
鳥取市文化センター	0.78	0.13	16.7	市街化区域	
国際交流プラザ	0.56	0.02	3.6	市街化区域	視聴覚ライブラリー 湖山西地区公民館 放送大学鳥取地域学習センター
高齢者福祉施設	1.3	0.02	1.5	市街化区域	なごみ苑 なごみ苑デイサービスセンター
鳥取市総合福祉センター (さざんか会館)	0.69	0.02	2.9	市街化区域	障害者福祉センター とっとり社会保険センター 鳥取勤労者総合福祉センター
鳥取市立病院	6.01	0.56	9.3	市街化区域	
鳥取市赤十字病院	1.65	0.07	4.2	市街化区域	赤十字看護専門学校
鳥取県立中央病院	6.0	0.58	9.7	市街化区域	県立鳥取療育園 県立鳥取養護学校 県立鳥取看護専門学校 鳥取県東部健康福祉センター
国府町総合庁舎	0.12	0.01	8.3	市街化区域	
大学	55.3	12.99	23.5	市街化区域	
高校	45.17	7.35	16.3	市街化区域	
中学校	22.71	0.90	4.0	市街化区域	
小学校	41.82	2.07	4.9	市街化区域	
小計	193.37	25.96	13.4		
大学	-	-	-	市街化調整区域	
高校	-	-	-	市街化調整区域	
中学校	7.09	0.64	9.0	市街化調整区域	
小学校	10	0.6	6.0	市街化調整区域	
小計	403.83	53.16	13.2		
福部町総合庁舎	0.68	0.06	8.8	非線引き白地	
河原町総合庁舎	0.67	0.09	13.4	非線引き白地	
気高町総合庁舎	0.47	0.03	6.4	非線引き白地	
鹿野町総合庁舎	0.77	0.09	11.7	非線引き白地	
青谷町総合庁舎	1.99	0.33	16.6	非線引き白地	
大学	-	-	-	非線引き白地	
高校	3.45	0.45	13	非線引き白地	
中学校	13.31	3.98	29.9	非線引き白地	
小学校	12.71	2.5	19.7	非線引き白地	
小計	34.05	7.53	22.1		
用瀬町総合庁舎	0.68	0.07	10.3	都市計画区域外	
佐治町総合庁舎	0.37	0.15	40.5	都市計画区域外	
大学	-	-	-	都市計画区域外	
高校	-	-	-	都市計画区域外	
中学校	4.14	0.52	12.6	都市計画区域外	
小学校	13.34	2.87	21.5	都市計画区域外	
小計	18.53	3.61	19.5		
合計	649.78	90.26	13.9		

資料：航空写真より計測

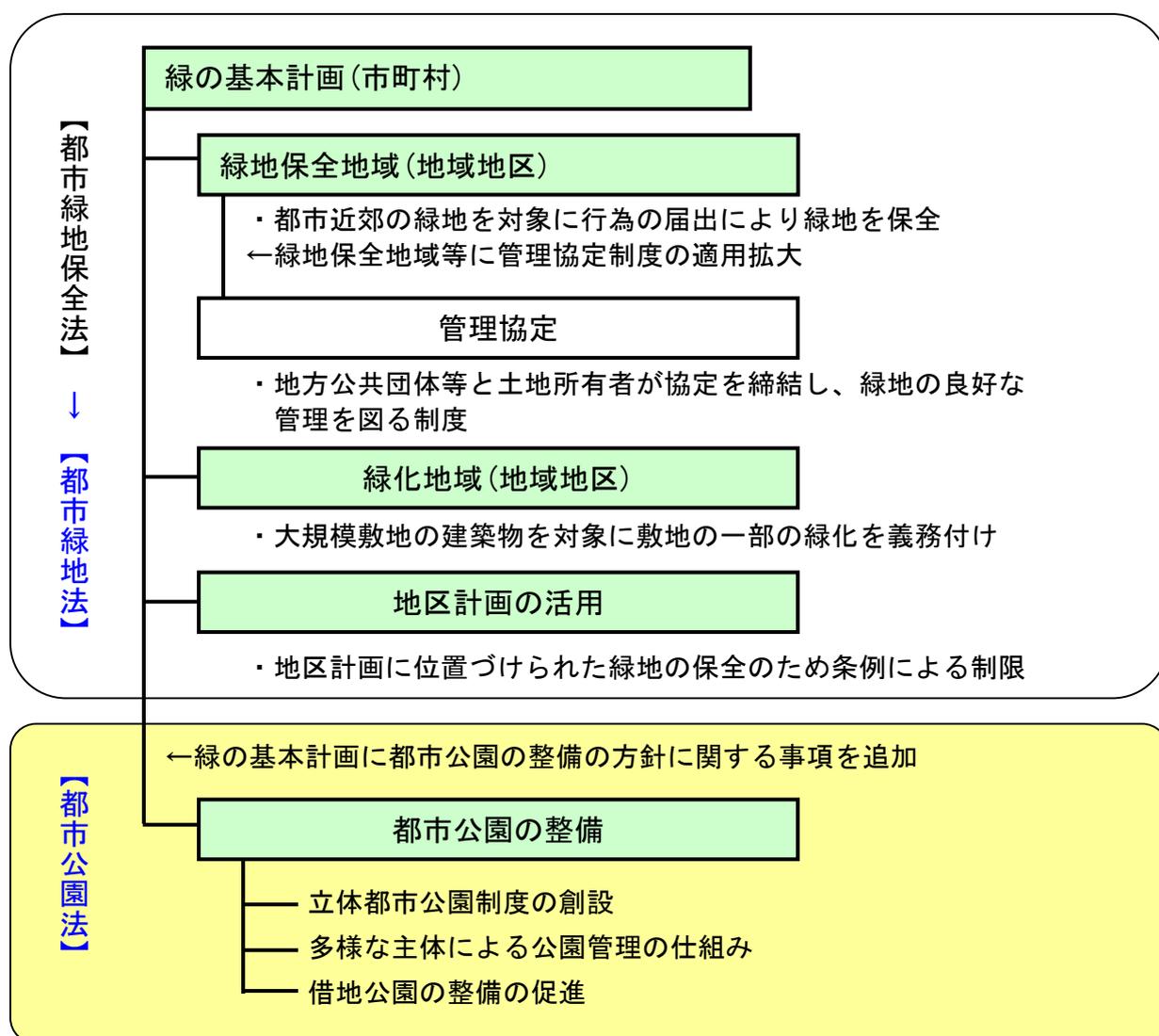
4 . 都市緑地法の概要

(1)都市緑地法とは

1973年（昭和48年）に「都市における緑地の保全と緑化の推進に関して必要な事項を定め、良好な都市環境の形成を図ること」を目的として制定した「都市緑地保全法」を、2004年（平成16年）に都市公園の整備及び緑地の保全・緑化の総合的な推進を図るため、都市の緑に関する総合的な法制度として「都市緑地法」と改称し、「緑の基本計画」の充実や「緑化地域制度」「緑地保全地域制度」等の創設など大幅に見直しが行われました。

(2)都市緑地法の主な見直し事項

平成16年の法改正による主な見直しは下記のとおりです。



都市の緑の保全・創出に関する主な制度

法律	法制度	目的	要件等	可能な地域・地区	メリット	関連する事業・制度	指定（認定）の権限
68 都市緑地法	緑地保全地域制度	里山等の都市近郊の比較的大規模な緑地を守るため、都市計画に緑地保全地域として指定することにより、一定規模以上の木竹の伐採などの行為について届出・命令制とし、ゆるやかな保全を図る制度。	○無秩序な市街化の防止又は公害若しくは災害の防止のため適正に保全する必要があるもの。 ○地域住民の健全な生活環境を確保するため適正に保全する必要があるもの。	・都市計画区域内における保全すべき緑地（風致地区との重複を可能とする）	土地所有者にとって次のようなメリットが考えられる。 ・管理協定制度を併用することで管理の負担を軽減することができる。 ・市民緑地制度を併用することで、自然とのふれあいの場としての活用を図ることができる。	・市民緑地制度 ・管理協定制制度	都道府県（都市計画）
	特別緑地保全地区制度	都市における良好な自然環境となる緑地を将来に継承するため、都市計画に特別緑地保全地区として、一定の行為を制限し、現状凍結的に保全する制度。	○無秩序な市街化の防止、公害又は災害の防止のため必要な遮断地帯、緩衝地帯又は避難地帯として適切な位置、規模及び形態を有するもの。 ○神社、寺院等の建造物、遺跡等と一体となって又は伝承若しくは風俗習慣と結びついて当該地域において伝統的、文化的意義を有するもの。 ○次のいずれかに該当し、かつ当該地域の住民の健全な生活環境を維持するために必要なもの。 ・風致又は景観が優れているもの。 ・動植物の生息地又は生育地として適正に保全する必要があるもの。	・風致地区など行政による買い上げも含めて保全すべき地域	土地所有者にとって次のようなメリットが考えられる。 ・次の優遇税制により、土地の所有コストを軽減できる。 ・相続税：山林原野については、8割評価減となる。 固定資産税：最大1/2まで減免される。 ・管理協定制度を併用することにより、管理の負担を軽減することができる。 ・市民緑地制度を併用することにより、自然とのふれあいの場として活用を図ることができる。	・市民緑地制度 ・管理協定制制度	10ha 以上は都道府県、その他は市町村（都市計画）
	地区計画等による緑地の保全	屋敷林や社寺林等、身近にある小規模な緑地について、地区計画制度等を活用して現状凍結的に保全する制度。	○条例（地区計画等緑地保全条例）を定めることにより、緑地の保全のために規制をかけられる区域は、地区計画等において、現に存する樹林地、草地等で良好な住環境を確保するため必要なものの保全に関する事項が定められている区域。	・都市計画区域内	・市民緑地制度を併用することにより、自然とのふれあいの場として活用を図ることができる。	・市民緑地制度 ・地区計画等の区域内における緑化率規制制度	市町村（条例）
	管理協定制度	特別緑地保全地区等の土地所有者と地方公共団体等が協定を結ぶことにより、土地所有者に代わって緑地の管理を行う制度。	○地方公共団体は必要に応じて特別緑地保全地区や緑地保全地区の土地所有者と管理協定を締結することにより、これらの緑地の管理を行うことができる。	・都市計画区域内の特別緑地保全地区及び緑地保全地区	土地所有者にとって次のようなメリットが考えられる。 ・地方公共団体または緑地管理機構が緑地の管理を行うことにより、管理の負担が軽減される。 ・特別緑地保全地区においては、相続税は特別緑地保全地区としての評価減に加え、貸付期間20年以上等の要件に該当する場合、さらに2割評価減となり、土地の所有コストを軽減できる。 ・緑地保全地域内で協定を締結した場合、緑地環境整備総合支援事業において緑地の公開に必要な施設の整備が国の補助対象となる。	・緑地環境整備総合支援事業（都道府県の認可を要す） ・特別緑地保全地区制度 ・緑地保全地域制度 ・緑地管理機構制度	地方公共団体、緑地管理機構（都道府県の認可を要す）
	緑化地域制度	緑が不足している市街地などにおいて、一定規模以上の建築物の新築や増築を行う場合に、敷地面積の一定割合以上の緑化を義務づける制度。	○用途地域が指定されている区域内において、良好な都市環境の形成に必要な緑地が不足し建築物の敷地内に置いて緑化を推進する必要がある区域。	・用途区域内	・緑化地域内において、緑化施設整備計画認定制度に基づき、緑化施設の整備計画について認定を受けることにより、緑化施設について固定資産税の特例措置を受けることができる。	・緑化施設整備計画認定制度	都道府県（都市計画）
	地区計画等における緑化率規制制度	緑化の推進の観点から、一定規模以上の建築物の新築や増築を行う場合に、敷地面積の一定割合以上の緑化を義務付ける緑化地域制度と同様の制度。	○地区計画等の区域内において、良好な都市環境の形成に必要な緑地が不足し、建築物の敷地内において緑化を推進する必要がある区域。	・地区計画が策定されている区域	・地区計画の地区整備計画に緑化率を定めることで、敷地の緑化が義務付けられる。これにより、良好な住環境の形成を、積極的に促進することができる。	・地区計画等の活用による緑地の保全	市町村（都市計画）
	緑地協定制度	土地所有者等の合意によって、緑地の保全や緑化に関する協定を締結する制度。	○45条協定は、既にコミュニティの形成がなされている市街地における土地所有者等の全員の合意により協定を締結するもの。 ○54条協定は、開発事業者が分譲前に市長の認可を受けて定めるもの。3年以内に複数の土地の所有者等が存在することになった場合に効力を発揮する。	・市内全域	・関係者で話し合いを行い、町ぐるみで緑化を行うため、計画的な緑化が図られ地域の環境・景観レベルが向上する。 ・市町村によっては助成措置を設けているところがあり、支援を受けられる場合がある。		市町村

法律	法制度	目的	要件等	可能な地域・地区	メリット	関連する事業・制度	指定（認定）の権限
都市緑地法	市民緑地制度	土地所有者や人工地盤・建築物などの所有者と地方公共団体などが契約を締結し、緑地や緑化施設を公開する制度。	○都市計画区域内の300㎡以上の土地又は人工地盤、建築物その他の工作物が対象。 ○特別緑地保全地区及び緑地保全地域内の土地等も市民緑地の対象となる。 ○ただし、契約期間は5年以上。	・都市計画区域内	・地方公共団体や緑地管理機構が緑地の管理を行うことにより、管理の負担が軽減される。 ・次の優遇税制により、土地の所有コストを軽減できる。相続税：契約期間が20年以上等の要件に該当する場合、2割評価減。土地の固定資産税及び都市計画税：土地を地方公共団体に無償で貸し付けた場合、非課税となる。 ・緑地環境整備総合支援事業において緑地の公開に必要な施設の整備が国の補助対象となる。	・緑地保全地域制度 ・特別緑地保全地区制度 ・緑地管理機構制度 ・緑地環境整備総合支援事業	地方公共団体、緑地管理機構
	緑化施設整備計画認定制度	民間の建築物の屋上、空地など敷地内を緑化する計画を市長が認定することで、事業者が緑化に関して税制面で優遇措置を受けることができる制度。	○「緑化施設」とは、樹木や地被植物などの植栽と、花壇、敷地内の保全された樹木、自然的な水流や池、これらと一体となった園路、土留、小規模な広場、散水設備、排水溝、ベンチ等を指す。 ○認定の対象は、緑化地域及び緑化重点地区。 ○対象となる建築物の敷地の面積は緑化重点地区内では500㎡以上、緑化地域内及び地区計画等緑化率条例により制限を受ける区域内では、300㎡以上。緑化面積の敷地面積に対する割合は20%以上。	・緑化重点地区、緑化地域、地区計画等緑化率条例による制限を受ける区域	・緑化施設について、固定資産税の特例措置を受けることができる。 緑化重点地区内：課税標準5年間1/2 緑化地域等内： a. 緑化率規制対象建築物に係る緑化施設課税標準5年間1/3 b. 緑化率規制対象外建築物に係る緑化施設課税標準5年間1/2	・緑化地域制度 ・緑化重点地区	市町村
	緑地管理機構制度	地方公共団体以外のNPO法人などの団体が、緑地管理機構として緑地の保全や緑化の推進を行う制度。	○機構となりうる法人は、都市における緑地の保全及び緑化の推進を目的として設立された民法34条に基づく公益法人、及び特定非営利活動促進法第2条第2項に基づく特定非営利活動法人（NPO法人）。	・市内全域（特に市民緑地、緑化施設整備計画の認定を受けた地域での需要が見込まれる）	・緑地管理機構が特別緑地保全地区内の土地を買い入れる場合、地方自治体が買い入れるのと同様の優遇措置がある。土地所有者の申出により買い入れる場合に、譲渡所得には2,000万円の控除が適用される。 ・地方公共団体以外のNPO法人などの組織が緑地の保全や緑化の推進に広く参加することが可能となる。	・緑地保全地域制度 ・特別緑地保全地区制度 ・市民緑化制度 ・緑化施設整備計画認定制度	都道府県
工場立地法	工場立地法に基づく緑地面積の確保制度	周辺環境との調和を目的として、敷地に一定面積率以上の緑地を整備するよう義務付けている。	○一定規模以上の工場：工場の敷地面積が9,000㎡以上又は建築面積が3,000㎡以上の製造業、電気・ガス・熱供給業の工場。 ○敷地面積に対する緑地面積の割合：20%以上（鳥取市では一部の地域について、平成19年12月25日より5%～10%の緩和をしています。）	・市内全域	・周辺環境との調和や従業員の就労環境の向上につながる。 ・企業イメージが向上する。		市町村

5 . 鳥取市緑の基本計画策定体制

(1)緑の基本計画策定経過

区分	緑の基本計画策定委員会	市民の意向把握
平成 19 年度 現況調査	(現況調査資料作成)	アンケート調査 (12月～1月)
平成 20 年度 計画書作成	第 1 回策定委員会 (9 月 26 日) 検討内容：計画の概要と現状・課題	
	第 2 回策定委員会 (10 月 20 日) 検討内容：基本理念、基本方針、目標	
	第 3 回策定委員会 (12 月 19 日) 検討内容：計画推進の施策の検討	
	第 4 回策定委員会 (2 月 20 日) 検討内容：緑化重点地区の検討	
		市民政策コメント (3 月 2 日～23 日)
	第 5 回策定委員会 (3 月 31 日) 最終案の報告	



(2)緑の基本計画策定委員会名簿

(平成21年3月現在)

専 門	役 職 等	氏 名	摘 要
環境	都市計画審議会委員	岡崎 誠	鳥取環境大学環境政策学科 教授
植物	鳥取大学地域学部 地域環境学科	永松 大	准教授
景観	鳥取市景観形成審議会	吉田 幹男	会長
〃	〃	芦澤 喜武	副会長
農業	鳥取市農業委員会	吉田 宏	推薦
建築	鳥取県建築士会	尾崎 富美恵	推薦
造園	造園建設業協会	田中 静雄	造園建設業協会東部支部長
地域自治	鳥取市自治連合会	久林 肇	副会長
市民代表		壹岐 文彦	公募
〃		沢田 陽子	〃
〃		安達 直子	〃
行政	国土交通省鳥取河川 国道事務所	熊中 龍彦	調査設計課長
〃	鳥取県 景観まちづくり課	小倉 誠一	課長
〃	鳥取県公園自然課	長谷川 誠	課長

(3)鳥取市緑の基本計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 都市緑地法第4条第1項に規定する市町村の緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画（以下「緑の基本計画」という。）の策定を円滑に進めるため、鳥取市緑の基本計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(委員会の任務)

第2条 委員会は、「緑の基本計画」の策定に関し、総合的に調査研究及び調整を行う。

(構成)

第3条 委員は、学識経験者、公募委員、行政機関で組織し、市長が委嘱する。

(任期)

第4条 任期は、平成21年3月31日までとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員も同様とする。

(会長)

第5条 委員会に委員長1人を置く。

2 委員長は、委員の互選により選任する。

3 委員長は、委員会を代表し、業務を総理する。

4 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する

(会議)

第6条 委員長は、事務局と協議のうえ会議を開催し、その進行役を務める。

(事務局)

第7条 委員会の事務局は、鳥取市都市整備部都市計画課に置く。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附則

この要綱は、平成19年12月17日から施行する。

鳥取市緑の基本計画

平成 21 年（2009 年） 4 月

発 行／鳥取市 都市整備部 都市計画課

〒680-8571

鳥取県鳥取市尚徳町 116

電話：0857-20-3272

FAX：0857-20-3048

<http://www.city.tottori.lg.jp>